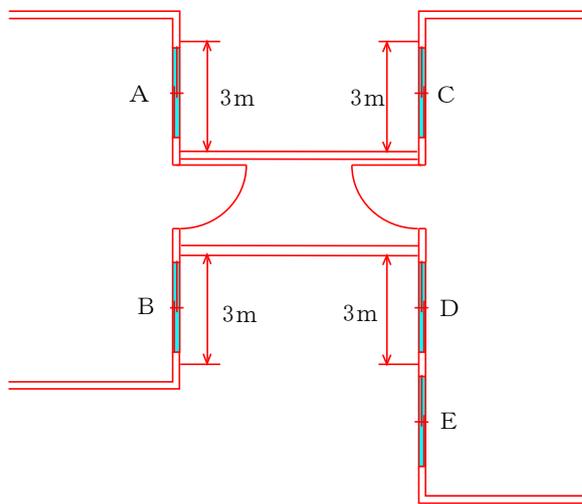


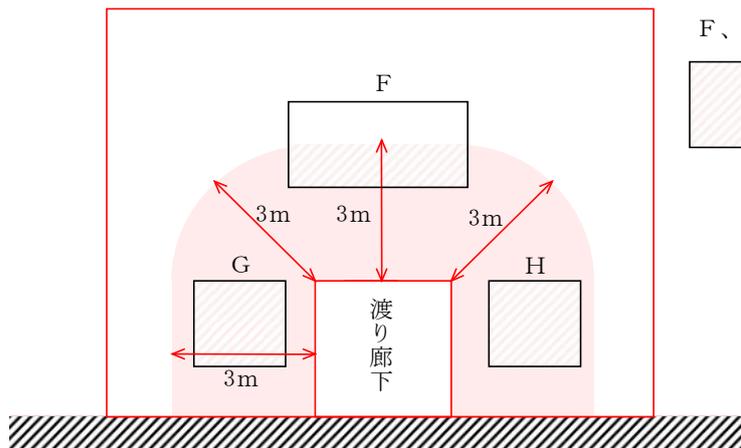
基準2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項をいう。)のない限り、棟であり、敷地を単位とするものではないものとする。
- 2 「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」(令和6年消防庁告示第7号。以下この基準において「壁等基準」という。)における一部解釈について◇
 - (1) 壁等基準第3第2号(2)の規定中「4㎡以内」とは、渡り廊下の接続部分の外壁及び屋根の開口部の面積の合計が、それぞれの棟で4㎡以内のものをいう(図2-1及び図2-2参照)。



A、B、C、Dはそれぞれ開口部
 $A + B \leq 4 \text{ m}^2$
 $C + D \leq 4 \text{ m}^2$

図2-1



F、G、Hはそれぞれ開口部
 の合計 $\leq 4 \text{ m}^2$

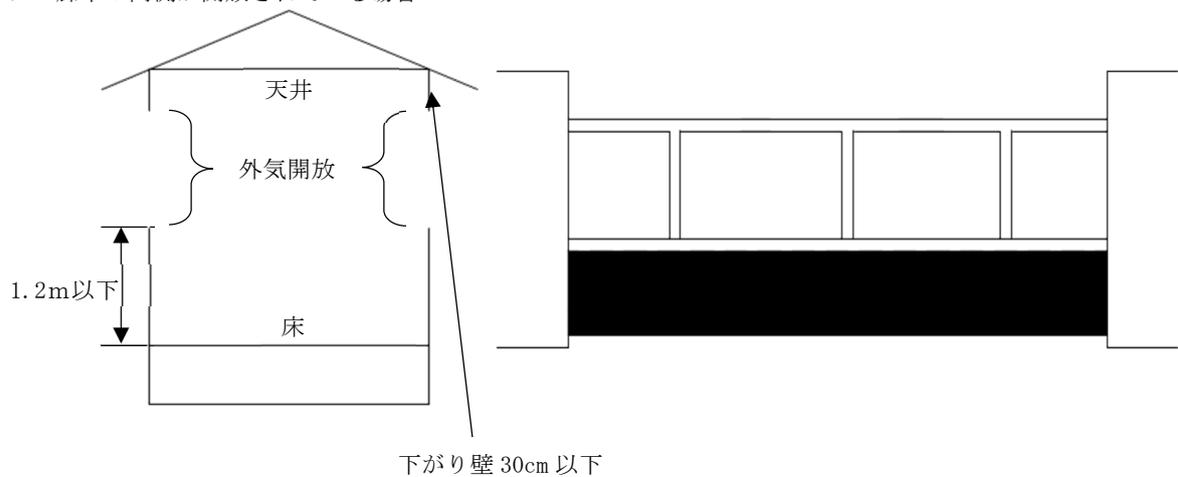
図2-2

(2) 壁等基準第3第2号(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」とは、天井の下垂壁が30cm以下であり、次のいずれかに適合するものをいう(図2-3参照)。

ア 廊下の両側の上部が、廊下の全長にわたって直接外気に開放されているもの。腰壁がある場合は、1.2m以下のものに限る。

イ 廊下の片側の面全体が、廊下の全長にわたって直接外気に開放されているもの。手すりがある場合は、直接外気に開放されているものに限る。

ア 廊下の両側が開放されている場合



イ 廊下の片側が開放されている場合

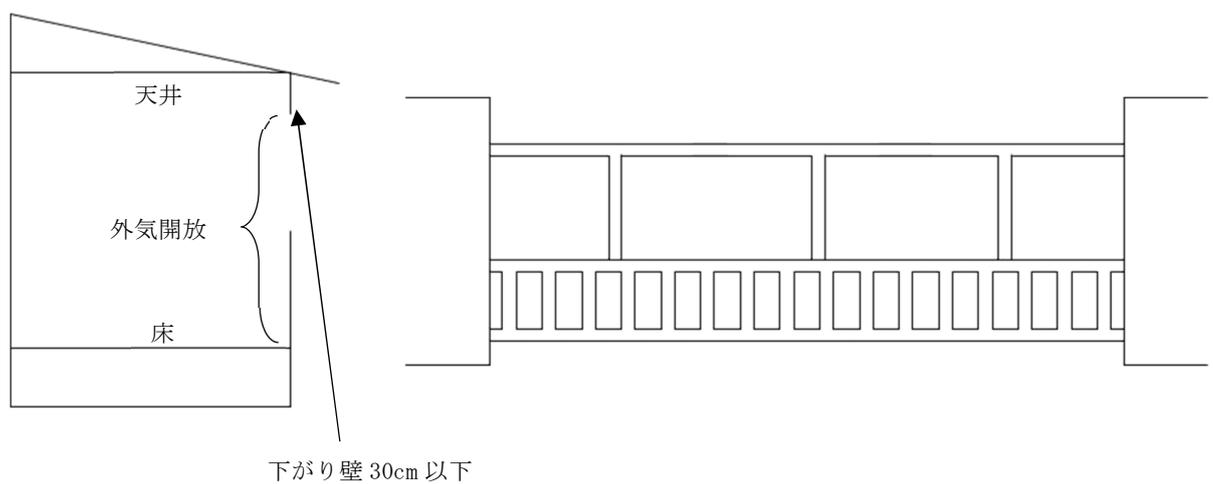


図2-3